

学 生 各 位

2026年度10月入学料免除及び 後期授業料免除等申請について

(徴収猶予・月割分納含む)

(1) 授業料免除願書等の入手方法：

① ホームページからダウンロードして各自印刷する。(推奨)

② 郵送で請求する。

③ 学生支援課経済支援係の窓口で直接受け取る。

※詳細は、下記ホームページを参照願います。

<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/gakusei-shien/menjo/>



参考：東北大学トップページ→教育・学生支援→学生生活→入学料及び授業料免除等

(2) 申請期間： 申請書類により異なります。
上記ホームページで確認してください。

(3) 提出方法： 郵送または経済支援係窓口で提出

【注意】

- ホームページおよび申請書記載の注意事項を十分確認の上、お申し込みください。
- 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合には、その許可は取り消され、その者は、入学料・授業料を直ちに納付しなければなりません。

2026年8月
学生支援課経済支援係

川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター1階④番窓口
TEL: 022-795-4682 平日8:30~17:00

入学料・授業料免除申請を希望する留学生の皆さんへ

To International Students who are applying for Admission/Tuition Fee Waiver,

免除願書作成にあたっての注意事項について

Important Notice

免除願書の添付書類中、「家計状況申告書」は留学生の皆さんの日本での収入状況を知るうえで大変重要な書類です。日本における家計状況について、事実に基づき、正確かつ正直に記入してください。

The designated form, “The Statement of the Financial Situation” (Form 5) is a very important document to assess applicant’s financial situation. Truthful and accurate statements must be made concerning your financial situation in Japan.

なお、この「家計状況申告書」では、指導教員による意見の記入も必要です。指導教員からの意見は、皆さんの生活や学業について把握するために重要なものですので、必ずコンタクトをとり、直接記入されるようお願いしてください。

On the bottom part of the form, there is a section in which your adviser must write remarks. These remarks about your academic record as well as your life in Japan are very important for the screening procedure. You must contact your adviser and ask for the form to be filled out.

記入内容について、大学から、指導教員に直接確認を取ることがあります。

The Student Support Department will contact your advisers directly when any inaccurate statements are found.

この申告書の添付がない場合は申請を受理されません。また、提出書類に虚偽の事項を記入したり、提出書類を偽造した場合は、免除が決定された後でも許可が取り消される外、直ちに入学料もしくは授業料を納付しなければなりません。

Application will be rejected when Form 5 is not submitted. When facts which differ from those on the application or intentional misinformation are found, the Admission/Tuition waiver will be cancelled even after the approval. Furthermore, all fees must be paid to the University immediately.

2026年8月

教育・学生支援部学生支援課 経済支援係

August 2026

Financial Support Section, Student Service Division,
Education and Student Support Department

大規模災害に伴う経済支援について

これまで災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、災害被害により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。対象に該当し、希望する場合は、下記により申請してください。

(1) 支援対象者

災害救助法適用地域の被災学生のうち、次の2点すべてに該当する者に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。※ 独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ① 主たる学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災した事実を公的証明書等により証明可能な学生

災害救助法適用地域（JASSO ホームページ参照）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/index.html>

- ②以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合

入学料免除申請について

○入学前の学生について、入学手続き時には入学料を納付しないで、「入学手続き申請書」の「入学料免除を申請する。」にチェックを入れ、入学料免除申請の意思を示してください。

○入学手続き時の意思表示の外に、別途下記（2）①と②の提出が必要です。

(2) 申請書類

- ①入学料・授業料免除願（所定用紙）

→次頁の免除願書を印刷、又は経済支援係窓口にて受領。

- ②死亡又は行方不明を証明する書類、被災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

→独立生計者の場合は、被災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

※その他必要書類を求める場合があります。

(3) 申請先

東北大学 教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター1階④番窓口

〒980-8576 仙台市青葉区川内4 1番地 電話：022-795-7816

郵送で提出する場合

- 簡易書留やレターパック等、配達記録の残る方法で送ってください。
到着確認の問い合わせにはお答えできません。追跡番号を利用し、ご自身で確認してください。
- 送付書類が何かわかるように、封筒の表に朱書きで「大規模災害被災に伴う授業料免除願在中」と記入してください。

(4) 申請可能期間

大規模災害発生日から1年を経過する日まで

※対象年度に卒業する学生は、上記の期間かつ在学年度内を申請期限とします。

※申請は学期ごとに行う必要があります。

【問い合わせ先】

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口）

電話：022-795-7816 平日8:30～17:00

年 月 日

東 北 大 学 総 長 殿

学籍番号（又は受験番号）：

フリガナ

氏 名（自署）：

(〒 ー)

住所

TEL（携帯）

(メールアドレス)

(〒 ー)

学資負担者の

被災地住所

連絡先 TEL

大規模災害被災に伴う入学料・授業料免除願

私の学資負担者が被災したことに伴い、今後の学業継続等に支障をきたしているので、入学料・授業料免除を許可くださるようお願いします。

災害救助法適用災害名：

申 請 区 分	免除申請該当期間	被 災 状 況
☐ 入学料免除 申請期間該当年度に 入学の場合申請可	年度 ※西暦で記入	☐ 学資負担者の（死亡・行方不明） ☐ 学資負担者の家屋等が（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）
☐ 授業料免除	年 前期・後期 ※↑西暦で記入 ↑○を付ける	☐ 学資負担者の（死亡・行方不明） ☐ 学資負担者の家屋等が（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）

※上記の該当箇所に☑をして、○で囲んでください。

（理由：被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入すること。）

（注）「り災証明書」、「公的証明書」等を必ず添付すること。

入学料・授業料徴収猶予願

入学料免除については不許可と決定された場合、及び授業料免除については不許可又は半額免除と決定された場合は、入学料・授業料の徴収猶予を許可くださるようお願いします。

注意①：入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者は9月15日、10月入学者は3月15日です。

※各期日が土・日・祝日にあたる場合、金融機関によっては取扱いの無い場合がありますのでご注意ください。

注意②：授業料の徴収猶予の最終期限は、前期分は9月の口座引落日、後期分は3月の口座引落日です。

（ただし、卒業又は修了予定者の前期分については8月の口座引落日、後期分については、2月の引落日となります。）

（注）1. 被災状況に応じて免除が決定され、結果については学務情報システムにて通知いたします。

2. 上記書類のほかに審査の過程において必要な書類を求めることがあります。